

## IASB Update

### 2019年1月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2019 年 1 月 23 日（水）にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [IFRS 第 17 号「保険契約」の修正](#)
- [採掘活動](#)
- [料金規制対象活動](#)
- [適用](#)

#### 関連情報

今後の IASB 会議：

2019 年 2 月 6–8 日

2019 年 3 月 11–15 日

2019 年 4 月 8–12 日

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去の IASB Update はこちら](#)

[要約のポッドキャスト](#)

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

[プロジェクト作業計画](#)

プロジェクト作業計画は[こちら](#)

### IFRS 第 17 号「保険契約」の修正（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は 2019 年 1 月 23 日に会合し、下記のトピックに関しての IFRS 第 17 号「保険契約」の考え得る修正について検討した。

- 保険獲得キャッシュ・フロー – アジェンダ・ペーパー2A
- 保有している再保険契約 – アジェンダ・ペーパー2B、2C 及び 2D
- 契約上のサービス・マージンの純損益への認識 – アジェンダ・ペーパー2E

#### 契約の境界外の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー（アジェンダ・ペーパー2A）

審議会は、企業に次のことを要求するように IFRS 第 17 号を修正することを暫定的に決定した。

- 予想される更新契約に対して、新たに発行した契約に直接起因する保険獲得キャッシュ・フローの関連部分を配分する。
- 予想される更新契約に配分した保険獲得キャッシュ・フローを、その更新契約が認識されるまで、IFRS 第 17 号の第 27 項を適用して資産として認識する。
- IFRS 第 17 号の第 27 項を適用して認識した資産の回収可能性を、関連する契約が認識される前の各期間において評価する。この回収可能性の評価は、関連する契約グループの予想される履行キャッシュ・フローを基礎とする。
- IFRS 第 17 号の第 27 項を適用して認識した資産の回収不能の帳簿価額について、純損益に損失を認識する。

- e. 過去に認識したそのような損失の一部又は全部の戻入れを、減損の状況が存在しなくなったか又は改善した場合に純損益に認識する。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

#### **保有している再保険契約（アジェンダ・ペーパー2B-2D）**

審議会は、IFRS第17号を次のように修正することを暫定的に決定した。

- a. 企業が不利な基礎となる保険契約について損失を認識する場合に純損益に利得を認識することを要求しているIFRS第17号の第66項(c)(ii)の例外の範囲を、保有している再保険契約が各契約の損失を比例的にカバーする範囲で拡大する。
- b. 企業が保険料配分アプローチ（PAA）を適用して契約を測定する場合に、この拡大された例外を適用することを要求する。

審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、IFRS第17号のB115項における直接連動有配当保険契約についてのリスク軽減の例外の範囲を拡大して、企業が金融リスクを軽減するためにデリバティブ又は保有している再保険契約を使用する場合に、企業がIFRS第17号のB116項の条件を満たす範囲で、この例外が適用されるように、IFRS第17号を修正することも暫定的に決定した。

審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **一般モデルにおける契約上のサービス・マージンの純損益への認識（アジェンダ・ペーパー2E）**

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 一般モデルでは、保険カバーと投資リターン・サービス（もしあれば）の両方を考慮して決定されるカバー単位に基づいて、契約上のサービス・マージンを純損益に認識するようにIFRS第17号を修正する。
- b. 保険契約に投資要素が含まれる場合にのみ投資リターン・サービスが存在する旨を定めるようにIFRS第17号を修正する。
- c. カバー単位の決定において投資リターン・サービスが存在するかどうかを判定する際に、企業が判断を首尾一貫して適用することを要求するようにIFRS第17号を修正するが、その判定のための目的又は判断基準は示さない。ただし、審議会はスタッフに、そのような判断が何を伴うのかを示すために、審議会ペーパーの一部を結論の根拠に含めることを検討するよう依頼した。
- d. 企業が契約保有者へのすべての投資要素の支払を行った時点で投資リターン・サービスの期間は終了したとみなす旨及び将来の契約保有者への支払の期間は含めない旨を定めるようにIFRS第17号を修正する。
- e. 保険カバーと投資リターン・サービスが提供する便益の相対的なウェイト付け及びそれらの引渡しのパターンの評価を規則的かつ合理的に行うことを要求するようにIFRS第17号を修正する。
- f. IFRS第17号を適用すると、投資リターン・サービスの履行に関連するキャッシュ・フローが保険契約の測定に含まれる旨を確認する。
- g. 一般モデルにおける契約上のサービス・マージンを調整する履行キャッシュ・フローの変動に関するIFRS第17号の要求事項を変更しない。
- h. PAAについての1年の適格要件は、保険カバー及び投資リターン・サービス（もしあれば）を考慮して評価すべきである旨を定めるようにIFRS第17号を修正する。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

#### **今後のステップ**

今後の会議で、審議会は2018年10月のボード会議のためのアジェンダ・ペーパー2D「懸念及び適用上の課題」で議論されたトピックのうち、ボード会議でまだ議論されていないものについて検討する。審議会は、各トピックを個々に検討した後、今後の会議で修正のパッケージを検討する予定である。その会議において、審議会は次のことを検討する。

- a. 審議会が暫定的に決定した修正の結果として、開示要求の何らかの修正が必要となるかどうか
- b. 全体として、修正の便益がコストを上回るかどうか
- c. 全体として、修正が導入を過度に混乱させることがないかどうか

## 採掘活動（口頭でのアップデート）

審議会は2019年1月23日に会合し、スタッフから、採掘活動プロジェクトの進捗状況に関するアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

## 料金規制対象活動（口頭でのアップデート）

審議会は、スタッフから、料金規制対象活動プロジェクトの進捗状況に関するアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

### 今後のステップ

スタッフは、審議会との今後の議論の計画を改訂し、現時点では、モデルを記述した要約を2019年3月の会議で提示することを目指している。

## 適用（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は2019年1月23日に会合し、適用及び維持管理プロジェクトについて議論した。

### IFRIC Update（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は、IFRS 解釈指針委員会の2018年11月会議に関してアップデートを受けた。この会議の詳細は、IFRIC Update において公表された（アジェンダ・ペーパー12）。

審議会は何も決定を求められなかった。

### 単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金 — IAS 第12号の修正案（アジェンダ・ペーパー12A-12C）

審議会は、審議会メンバーが2018年10月の会議で提起した、IAS 第12号「法人所得税」の修正案の経過措置及び他の特定の側面について議論した。修正案は、IAS 第12号の第15項及び第24項における当初認識の免除の範囲を狭めるものとなる。この免除は、取引の当初認識時において、企業が同額の繰延税金資産と繰延税金負債を認識する範囲では、適用されないこととなる。

審議会は次のことを決定した。

- a. IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用して、修正案を遡及適用することを企業に要求する。ただし、企業は、繰延税金資産を認識するというIAS 第12号の要求事項が満たされるのかどうかを、移行日時点でのみ評価することが認められる（経過的な救済）。
- b. 初度適用企業に経過的な救済を設ける。すなわち、初度適用企業は、繰延税金資産を認識するというIAS 第12号の要求事項が満たされるのかどうかを、IFRS 移行日時点でのみ評価することが認められる。
- c. 修正案の早期適用を認める。

14名の審議会メンバー全員が、これらの決定に賛成した。

審議会は、今後公表するIAS第12号の修正案の公開草案についてのデュー・プロセスのステップについても議論した。

審議会は、IAS第12号の修正案のコメント期間は少なくとも120日とすべきであると暫定的に決定した。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

14名の審議会メンバー全員が、審議会は、適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠してきており、IAS第12号の修正案の書面投票を開始するための十分な協議及び分析を実施したと満足している旨を確認した。

IAS第12号の修正案に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

### 今後のステップ

審議会は、公開草案を2019年の第2四半期に公表する計画である。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675